

今回実施されるリトアニアでの国民投票の主なルール

ルールを法的に定めた国民投票法が施行されたのは2003年1月1日。最終改正は12年9月12日。

今回は

第1条 国民投票の種類のうち、「諮問的国民投票 国及び国民に関する重要な案件」

第2 国民投票の実施

1 国民投票実施の提案

国会（一院制）の4分の1以上の議員の賛成による提案 ★今回はこの条項によって実施
国民投票実施の決議がなされた後、中央選管が投票案件について告示する

2 国民投票実施の請願

30万人以上の有権者による請願署名

請願団体（15名以上）の結成と、中央選管への登録

署名収集期間は、中央選管で署名用紙が交付されてから3か月以内

第3 投票資格者

1 投票年齢

満18歳以上の国民（選挙と同じ）

2 法的無資格者は除く

第6 国民投票運動

1 国民投票運動の始期

請願団体の登録日、国会議員による提案が行われた日を始期とする

2 国民投票運動自由の原則

⇔投票事務関係者、公務員等の運動規制、スポットCM規制はない

3 買収の禁止

1. の始期から禁止される（署名活動の勧誘に対する買収を含む）

但し、チラシやそれに類するもの（ステッカー等）、バッジの配布は許される

5 屋外の政治的広告の規制

公共施設、公共輸送機関、道路、投票所が入る建物から50mの区域等において規制

6 投票区に、少なくとも一ヶ所、賛否両派が勧誘のための広告を行う場所が特設される

7 投票日の30時間前から投票期日にかけて、国民投票運動は禁止される（但し、投票開始の48時間前から、視覚的な勧誘として掲示されたものを除く）

第7 メディア

1 メディアの無料放送枠は、賛否両派の代表、政治家、国民に与えられる。

2 テレビ、ラジオでは、賛否両派にそれぞれ、7時間の討論時間が与えられる。

第8 投票の場所及び時間

1 有権者は投票資格者名簿に登録された、投票区においてのみ投票ができる

2 投票時間は午前7時から、午後8時まで

第9 投票の方式

1 投票人は、投票用紙の交付を受けた後、投票記入所で一人で行う

2 「はい・いいえ」、「賛成・反対」のうち、選択肢のいずれか一つをマークする

3 二以上の国民投票が同時に行われる場合には、投票用紙の色を変える

第10 期日前投票

1 投票期日前の水曜日及び木曜日

2 時間は、午前8時から午後8時まで

第11 不在者投票

1 軍隊員、船員、医療施設・社会援護施設にいる者、勾留中の者、拘置所・行刑施設にいる者

2 郵便投票（郵送費無料）

郵便局で投票し、封筒に入れて発送

投票期日前の水曜日、木曜日及び金曜日

3 在宅投票

障がい者、一時的な失業者、70歳以上の者、健康状態によって投票所に行くことができない者で、投票区の管理委員会に申請したもの

第12 国民投票の成立・承認要件

1 最低投票率

義務的国民投票、諮問的国民投票のいずれも、有権者総数の過半数の投票が成立要件

3 諮問的国民投票の結果

賛成（承認）又は反対（不承認）のいずれか過半数

4 諮問的国民投票で最低投票率に満たない場合でも、期間中示された意見は国会の審議のなかで考慮される。